

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「ひとりのかけがえない命のために、ステラファーマは世界の医療に新たな光を照らします。」という経営理念のもと、患者を第一優先とした医療への貢献が使命であると考えております。また、株主に企業価値の向上による利益還元を図ること、取引先、従業員及びその他全てのステークホルダーに社会的責任を果たすためには、安定的かつ継続的な事業の発展が不可欠であると認識しております。当社の使命と責任を遂行するため、限りある経営資源を有効に活用し、高い成長を実現することで企業価値の向上に資するため、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定のための仕組みを構築することをコーポレート・ガバナンス(企業統治)の基本方針としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ステラケミファ株式会社	11,450,000	36.66
野村信託銀行株式会社(投信口)	2,353,000	8.04
中村沢司	827,600	2.65
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	622,200	1.99
株式会社SBI証券	435,992	1.39
SMB C日興証券株式会社	321,100	1.02
一般財団法人国際クラブ	300,000	0.96
auカブコム証券株式会社	236,515	0.75
楽天証券株式会社	212,900	0.68
JPMorgan証券株式会社	207,100	0.66

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

- 上記大株主の状況は、2023年9月30日現在のものです。
- 2023年1月10日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、日興アセットマネジメント株式会社が2022年12月30日現在で以下の株式を所有している旨の記載されているものの、当社として2023年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況は株主名簿の記載内容に基づいて記載しております。
なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。
大量保有報告者:日興アセットマネジメント株式会社
住所:東京都港区赤坂9丁目7番1号
保有株券等の数:株式 2,843,600株
株券等の保有割合:9.92%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 グロース
決算期	3月
業種	医薬品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
大西 雅也	公認会計士											
辻井 康平	弁護士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大西 雅也			該当事項はございません。	大西雅也氏は、公認会計士としての専門的な知見を有しており、監査法人での勤務経験に基づき、監査等委員である取締役として、当社取締役会の機能強化が期待できるため選任しています。また、当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。
辻井 康平			辻井康平氏は御堂筋法律事務所に所属しており、当社は同事務所から顧問契約等に基づき、法律面での助言を受けております。	辻井康平氏は、弁護士としての専門的な知見を有しており、幅広い経験に基づき、監査等委員である取締役として、当社取締役会の機能強化が期待できるため選任しています。 なお、同氏が在籍する御堂筋法律事務所は当社顧問弁護士事務所ですが、当社が同事務所に支払っている顧問料の額は、その取引額は当社の売上高の1%未満であり、また同弁護士法人における売上高の1%未満といずれも僅少のため、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。また、同氏は同事務所において、当社の担当として関与しておらず、今後も同氏が当社案件に関与することはないため、当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

監査等委員のうち1名は常勤監査等委員であり、内部監査人との連携により監査を実施することから、現在、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人は置いておりません。今後も必要に応じ補助すべき者を配置するものとし、その人事権については監査等委員会と取締役会にて協議しながら進めていく方針であり、補助業務遂行の際の指揮命令権は、監査等委員会に属することとしています。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

充実した三様監査(監査等委員会による監査、会計監査人による会計監査、内部監査)が実行されるよう日常的な情報共有に加え、監査等委員会と会計監査人は、監査計画の説明、職務遂行状況及び監査結果等の共有を通じて、意見交換を行っています。また、内部監査部門は、監査等委員会事務局を補助しており、監査等委員会への内部監査部門の状況報告を含めて相互に情報を共有し、協力しながら監査を進めています。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社は独立役員の資格を満たす全ての社外役員を独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社の取締役に対して、企業価値向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的に導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

取締役、従業員がそれぞれ株主価値を意識した経営、業務執行ができるようにストックオプションを付与しています。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬額の総額が1億円を超える者が存在しないため、個別報酬の開示はしていません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月9日開催の取締役会において、取締役(監査等委員である取締役を除く)の個人別の報酬決定方針を決議しております。取締役(監査等委員である取締役を除く)の個人別の報酬決定方針は次のとおりです。なお、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬については、2018年6月28日開催の定時株主総会の決議による報酬総額の限度額の範囲内において、監査等委員を除く各取締役の報酬額は代表取締役社長に一任しております。

一任の理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の報酬につき個々の職責、能力並びに会社の業績及び他社の水準を考慮して決定し、評価を行うには、代表取締役が適していると判断したためであります。なお監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員会の協議により決定しております。

・基本方針

当社は、医薬品の研究開発及び製造販売を主たる事業としており、収益化までに長期間を要する事業特性をふまえ、当社の取締役の報酬は短期的な成果よりも、中長期的な企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系が望ましいと考えております。一方で、当社は、医薬品の製造販売を開始したところであり、事業基盤が安定的に確立されるまで、業績指標と連動する報酬体系を導入することは困難であることから、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とし、各取締役の報酬は固定報酬としての基本報酬のみを支払うこととしております。

・基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

・取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき、当社の経営状態及び各取締役の職務執行状況を適切に把握した者が行うべきと考えていることから、代表取締役社長の上原幸樹がその具体的内容についての受任者とし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額の決定としております。取締役会は、当該権限が代表取締役社長の上原幸樹によって適切に行使されるよう、監査等委員である社外取締役に原案を諮問し答申を得るものとし、上記委任を受けた代表取締役社長の上原幸樹は、当該答申の内容に従って決定をしなければならないこととしております。

【社外取締役のサポート体制】

取締役会の事務局である総務部門は、取締役会の資料を事前に社外取締役を含む取締役に送付し十分に検討できる時間を確保するとともに、審議事項を説明することにより、独立した立場で意見を述べるができるよう支援しています。また、監査等委員会に際しても、あらかじめ資料を配布するほか、内部監査部門、会計監査人との相互連携を支援しています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

【コーポレート・ガバナンス体制の概要】

当社では、迅速な意思決定による経営効率の向上を図るとともに、法令遵守に基づく企業倫理の強化、並びにステークホルダーに対する適時の情報開示等、健全かつ透明性のある経営を目指して、コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図っております。当社は取締役会、監査等委員会、会計監査人、経営会議、内部監査部門等の機関において、業務執行、監査等の機能を行い、各機能が適正に実施されるような体制を構築しています。

(1) 取締役会

当社の取締役会は、代表取締役社長上原幸樹を議長とし、代表取締役会長浅野智之、取締役藪和光、取締役林利充、取締役城戸崇裕の5名、監査等委員である取締役、監査等委員永田清、監査等委員(社外取締役)大西雅也、監査等委員(社外取締役)辻井康平の3名(内、社外取締役2名)合計8名により構成され、月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令、定款及び取締役会規程の定めるところに従い、経営上重要な案件・議案を審議・決定しております。

(2) 監査等委員会

当社の監査等委員会は、監査等委員である取締役、常勤監査等委員永田清を委員長とし、監査等委員(社外取締役)大西雅也、監査等委員(社外取締役)辻井康平の3名(内、社外取締役2名)により構成され、月1回の定時監査等委員会のほか、必要に応じて臨時監査等委員会を開催しております。

監査等委員は、取締役会に出席し、議決権行使及び意見陳述を行うほか、経営会議に出席し、独立性及び専門的な見地から、適宜意見陳述を行っております。また、会計監査人及び内部監査担当者と定期的に情報交換を行うことで連携を図り、経営に対する適正な監査業務を行っております。

(3) 会計監査人

当社は、会計監査人としてEY新日本有限責任監査法人を選任し、独立した立場から適切に会計監査を受けております。

(4) 内部監査担当

当社は、取締役社長が直轄する組織として内部監査室を設置し、その中から取締役社長が内部監査担当を任命しております。内部監査担当者は、内部監査規程及び内部監査計画に従い、独立性と客観性をもって内部監査を実施しております。内部監査による指摘事項は、取締役社長に報告された上で、被監査部門に対する改善指示を行い、業務効率の向上や内部統制の強化を推進しております。

(5) 経営会議

当社の経営会議は、代表取締役社長上原幸樹を議長とし、代表取締役会長浅野智之、取締役藪和光、取締役林利充、取締役城戸崇裕、監査等委員永田清、監査等委員(社外取締役)大西雅也、監査等委員(社外取締役)辻井康平、執行役員1名の合計9名で構成されております。月1回の定時取締役会の直後に開催し、経営の諸問題について協議しております。

(6) コンプライアンス委員会及びリスクマネジメント委員会

当社のコンプライアンス委員会は、常勤取締役・執行役員により構成されております。コンプライアンス委員会は、原則、半期に1回以上開催し、コ

コンプライアンス違反を未然に防止するとともに、コンプライアンス上の問題を管理・処理し、業務執行の健全かつ適切な運営に資するために設置されております。

リスクマネジメント委員会は、取締役・執行役員により構成されております。原則、半期に1回以上開催し、事業を取巻く様々なリスクに対して、的確な管理・実践を行うことを目的として、設置されております。

【責任限定契約の内容】

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、業務執行取締役等でない取締役との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該業務執行取締役等でない取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査等委員会による業務執行取締役の監督機能及び各業務部門から独立した各会議体による各業務部門の監督機能の2つをコーポレート・ガバナンス体制の軸とし、経営の健全性と透明性を確保するための体制としております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避して開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネット議決権行使サイトからの行使を受け付けています。 また、QRコードを読み取ること議決権行使サイトにログインすることができるシステムも導入し、株主さまの利便性向上に努めております。
その他	当社ウェブサイトへの招集通知・株主総会参考資料の早期掲載を実施しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	動画やウェブによる説明会（不定期）の開催に加え、ホームページ上に個人投資家向けの専用ページを設け、業績や事業内容などを掲載しています。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト、機関投資家向けの説明会を定期的実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示資料、決算説明会資料等を当社ホームページ (https://stella-pharma.co.jp) のIR専用ページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部及び経理部に担当者を設置し対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	倫理規程により、当社は、経営全般について、すべての法令を誠実に遵守するとともに、高い倫理観と社会的な良識を持って行動することを行動原則として規定しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	製薬企業として医薬品の提供という事業活動を通じて社会に貢献していきたいと考えています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	倫理規程により、当社は取引先、消費者、株主、投資家等のステークホルダーに対し、適宜適切に企業情報を提供することを定めております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、業務の適正を確保するための体制として、以下の(1)から(8)の事項について、2022年4月13日付の取締役会にて決議いたしました。また、内部統制の基本方針に基づいて社内諸規程を定め、業務分掌を明確に定めることにより内部統制が適切に機能するような体制を整備しています。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (5) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及びその使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (6) 当社の取締役、使用人等が当社監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- (7) 当社の監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (8) 当社の監査等委員会の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

【基本的な考え方】

倫理規程、反社会的勢力排除規程を制定し、当社の基本方針として、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、反社会的勢力との一切の関係を遮断、排除するとともに、不当な要求を断固として拒否するものとしています。また、反社会的勢力及び反社会的勢力と関係があると思われるものから接触を受けた場合には、直ちに所管部署へ連絡するとともに、必ず組織的な対応によってこれを行うものと定めています。単独での対応は、これを絶対に禁じており、反社会的勢力への対応については、必要に応じ、警察、顧問弁護士等の外部専門機関の協力を要請するものとしています。

【整備状況】

当社は、基本方針に基づき、具体的には、社内規程の整備、不当要求防止責任者の設置及び反社会的勢力排除に向けた具体的措置(取引先調査、反社排除条項の追加、社内研修等)を行い関係の遮断を維持するとともに、実際の対応については、所轄警察署、顧問弁護士等外部の専門機関とも連携を取りながら、毅然とした姿勢で組織的に対応することとしております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

